

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則(水産課)

◇告 示 町等の区域の新設等(市町村振興課)

鳥取県果樹農業振興計画(農産園芸課)

保安林の指定の解除(二件)(森林保全課)

保安林の指定予定(〃)

保安林の指定の解除予定(〃)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(〃)

◇教委告示 臨時教育委員会の招集(総務課)

公布された規則のあらまし

## 規 則

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

一 県営境港水産物地方卸売市場の面積を一〇七、四八二平方メートル(現行 九八、三〇〇)平方メートルとすることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第二号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「九八、三〇〇平方メートル」を「一〇七、四八二平方メートル」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県蚕業技術普及員設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

鳥取県蚕業技術普及員設置規則を廃止する規則

鳥取県蚕業技術普及員設置規則（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業（十八工区）の換地処分の日からその翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名称

同上区域（平成七年七月十七日現在の地番による。）

若葉台北五丁目

生山字砥石場四〇の一、二、四の二の二の一部、四〇二の三、四〇三の二、四〇四の六、四一三の二、四一三の九及びこれらと一体をなす国有地

生山字水堤五五〇の二の一部  
生山字大休五五六の三の一部、五五八の三  
生山字蝦谷五六二の四

区域を変更する町及び字の名称

同上区域（平成七年七月十七日現在の地番による。）

若葉台北四丁目

若葉台北四丁目の全域

生山字砥石場四一三の一及びこれと一体をなす国有地  
生山字海老谷四一四の三、四一五及びこれらと一体をなす国有地

生山字水堤五五〇の一部、五五一の二の一部  
生山字大休五五六の一、五五七、五五八の二  
生山字蝦谷五五九の二の一部、五六二の三、五六二の五

生山字砥石場

生山字砥石場のうち四〇一の二、四〇二の二の一部、四〇二の三、四〇三の二、四〇四の六、四一三の一、四一三の二、四一三の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字水堤

生山字水堤のうち五五〇の一部、五五一の二の一部、五五一の二の一部以外の区域

生山字大休

生山字大休のうち五五六の一、五五六の三の一部、五五七、五五八の二、五五八の三以外の区域

生山字蝦谷

生山字蝦谷のうち五五九の二の一部、五六二の三、五六二の四、五六二の五以外の区域

廃止する字の名称

生山字海老谷

鳥取県告示第百六十二号

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成十七年度を目標年度とする鳥取県果樹農業振興計画を定めたので同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

〔次のとおり〕は省略し、計画書を鳥取県農林水産部農産園芸課及び県内各地方農林振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜淵一八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜淵一八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百六十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字ウレ石谷日南二七三六の一、二七三六の二、二七三六の六から二七三六の一七まで、二七三六の一九から二七三六の二一まで、二七四一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採できる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植採の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字箸建五の二五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五の一（次の図に示す部分に限る。）、字大谷口一の一・二の六・二の七（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二の一・字三平四八六の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字助澤字ヌク湯塔四八二の一・大字助沢ヌク湯大塔四八二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

ダム事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第百六十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十八工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十八号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成八年三月十八日	六〇一	鳥取市吉成二丁目三五五―五	株式会社山陰合同銀行吉成支店	鳥取市吉成二丁目三五五―五 株式会社山陰合同銀行吉成支店

鳥取県告示第百六十九号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年三月十七日	廃止年月日	住 所	名 称
鳥取市扇町三二			株式会社山陰合同銀行扇町支店

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

- 一 日時 平成八年三月二十日(水) 午後三時五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
  - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
  - 2 その他